

東京都環境保全型農業推進基本方針

1 推進の背景

(1) 環境保全型農業の必要性

1992年に開催された「環境と開発に関する国際連合会議」において、地球規模的な環境及び開発の一体性保持について国際的合意がなされた。

経済の急速な発展とともに、経済活動から発生する環境への負荷は増大し、地球温暖化や環境汚染など、今や環境問題は社会全体で取り組まなければならない課題となっている。人々の環境への関心も高まり、どのような経済活動でも、環境対策に真剣に取り組まなければ社会からの評価や支持を得ることはできなくなっている。

農業は、本来、自然の物質循環機能に基づく環境と調和した産業である。しかし、農産物の品質の確保と安定的な供給のためには、石油エネルギーの利用や化学肥料と化学合成農薬の適正な使用は欠かすことができず、その生産活動や流通などを通じて環境への負荷を与えている。

このため、都では、平成6年度に東京都環境保全型農業推進基本方針を作成した。その中では、環境保全型農業を「農業のもつ物質循環機能を活かし、生産性との調和に留意しながら、化学肥料や化学合成農薬の使用などによる環境負荷の軽減を目指すすべての取組」とし、環境保全型農業の推進に取り組んできた。

東京の農業は、大消費地と隣接した恵まれた立地条件を活かし、地産地消を中心とした新鮮な農産物や生活に潤いを与える花卉・植木の供給など、豊かで健康な都民生活の実現のために重要な役割を果たしている。

平成17年度に都が実施したインターネット都政モニターアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）でも、回答者の81%が「東京に農業、農地を残したい」と回答しており、都民の農業に対する期待は大きい。

しかし反面、東京の農業は、その多くが住宅地の中で行われていることから、農業生産に伴う環境への負荷に対する都民の関心は高く、厳しい目が注がれている。

一方、近年、都市のヒートアイランド（注1）防止効果や緑地空間の提供、

生物多様性の保全など、農業の多面的な機能への評価が高まり、農業のもつ物質循環機能等を活かした都市環境への改善に対する期待が高まっている。

アンケート調査でも、東京に農業、農地を残したい理由として、回答者の61%が「自然環境の保全に役立つから」、48%が「生活に潤いや安らぎをもたらすから」と回答しており、新鮮な農産物の供給とともに良好な都市環境の維持・改善に対する東京の農業への期待は大きい。

また、農業の多面的機能は、化学合成農薬の使用削減など環境への負荷を軽減することで、より一層その機能を発揮させることができる。

こうしたことから、今後、東京の農業を継続的に発展させ、新鮮で安全な農産物を求める都民の期待に応えていくためには、環境負荷の軽減を図るとともに、あわせて農業の多面的な機能を都市環境の改善に活かしていく新たな環境保全型農業に取り組むことが求められている。

(注1) 都市部に出来た局地的な高温域のこと。人工排熱の増加、人工被覆の増加及び自然空気の喪失という都市における人工の過剰な進展から生じる現象。

(2) これまでの取組と経過

東京都は、平成5年度に東京農業振興プラン^(注2)を策定し、その中で「環境に配慮した農業をめざす」とした。そして、平成6年度には東京都環境保全型農業推進基本方針を策定し、①すべての農業者の化学肥料・化学合成農薬の使用量の20%削減、②有機農業推進事業による東京都有機農業堆肥センター^(注3)の設置、③有機農業モデル生産団地(以下「モデル団地」という。)の指定、④有機農業一般栽培指針等の作成に取り組んできた。

モデル団地では、12団地で化学肥料と化学合成農薬の使用量を50%以上削減した栽培を実践し、このうち4団地では化学肥料と化学合成農薬を使用しない栽培を実践するなど、化学肥料と化学合成農薬の削減に取り組んできた。

平成9年度には、「東京都有機農産物認証制度」(平成15年6月「東京都特別栽培農産物認証制度」に改称(以下「特別栽培認証制度」という。))を、

平成 11 年度には「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成 11 年 7 月 28 日法律第 110 号。以下「持続農業法」という。）の施行を受けてエコファーマーの認定事業を開始し、環境保全型農業に取り組む生産者の支援を行ってきた。

さらに平成 13 年度に改定した東京農業振興プランでは、「環境と調和した持続性の高い農業の確立」をすとした。

こうした取組の結果、2005 年農林業センサスでは、都の販売農家の約 68%が「化学肥料の低減」、「農薬の低減」、「堆肥による土づくり」のいずれかに取り組んでおり、これは前回の 2000 年調査を 28 ポイント上回るとともに、わが国全体の販売農家を対象とした調査結果である 46%を大きく上回っている。都の生産者の環境保全型農業に対する意識は確実に高まってきた。

(注 2) 都が東京都農林・漁業振興対策審議会答申「今後における農林水産業の発展の方向と振興策について（平成 5 年 6 月）」に基づき作成した行政計画で、その後、平成 13 年度に新たな答申を受けて改定を行なった。

(注 3) 都の有機農業推進事業の一環として平成 6 年度に整備した堆肥生産施設。

2 基本方針の目指す方向

環境保全型農業を東京の農業の基本として、本方針に基づいて環境保全型農業を推進し、すべての生産者に対して環境保全型農業への取組を促す。

環境負荷の軽減を主体とした今までの環境保全型農業の考え方に加えて、農業の多面的な機能を活かし、積極的に都市環境の改善に貢献する、新しい環境保全型農業を目指す。

《環境保全型農業の定義》

農業のもつ物質循環機能を活かし、生産性との調和に留意しながら、化学肥料や化学合成農薬の使用などによる環境負荷の軽減を目指すすべての取組。

+

○ 環境保全型農業を東京の農業の基本として、すべての生産者の環境保全型農業への取組を促す。

○ これまでの環境負荷の軽減を中心とした取組に加えて、農業の多面的な機能を活かし、積極的に都市環境の改善に貢献する。

3 取組の方針

(1) 生産者や消費者に対する意識啓発

環境保全型農業の推進にあたっては、誰もがその意義や目的を理解したうえで、生産者の主体的な取組とそれに対する消費者の理解と支援が一体的に行われることが必要である。

そのため、広報誌やホームページなど様々な情報手段を活用して、環境への負荷の軽減や農業の多面的な機能を活用した都市環境の改善など、都が目指す環境保全型農業を広く都民に PR していく。

また、都民が農業体験や生産者との交流などを通じて環境保全型農業の取組について理解ができるよう、農作業体験や交流会などの開催を支援し、環境保全型農業を都民に分かりやすく伝えていくものとする。

さらに、生産者の技術や労働力、経営方針などに合った主体的な取組が行われるよう、農業改良普及センターによる普及活動などを通じて生産者への指導を充実させるものとする。

(2) 環境負荷を軽減する取組

ア エコファーマーの認定推進

エコファーマーの認定制度とは、持続農業法に基づく持続性の高い農業生産方式の導入計画を立て、この計画を都知事が承認した農業者を「エコファーマー」として認定するものである。

持続農業法では、①有機質資材施用技術、②化学肥料低減技術、③化学農薬低減技術のすべての技術を導入することが求められており、今後もエコファーマーを環境保全型農業の担い手として位置づけ、積極的に認定を推進する。

都は、平成 11 年度から制度を開始し、平成 16 年度以降、認定を受ける生産者が急増しており、平成 20 年 10 月 1 日現在、エコファーマーは 493 名となっている。

近年、生産部会や出荷組合などで一括して認定を受け、自主的にその取組を PR するなど、各地で活発な取組が進んでいる。

都の生産者の環境保全型農業への意識は高いことから、生産者等の要望も聞きながら、持続性の高い農業生産方式の対象作物数と作型を拡大し、エコファーマーの認定制度を活用した一層の環境負荷軽減を推進する。

また、今後は、平成 16 年度以降に認定を受けた多数のエコファーマーの 5 年間の計画期間が終了し更新期を迎えることから、持続性の高い農業生産方式の取組が継続的に行われるよう制度の見直しを図る。

イ 特別栽培農産物の認証拡大

特別栽培認証制度は、国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、都内の一般的な生産者の栽培方法よりも化学肥料と化学合成農薬の使用を 5 割以上削減して栽培した農産物を「特別栽培農産物」として認証する制度であり、環境負荷を軽減し安全・安心な農産物を供給するための取組として推進する。

都では、平成 9 年度に認証を開始し、平成 21 年 1 月 1 日現在、認証制度を利用している生産者は 89 戸、認証面積は 23.7ha である。

今後、生産者と認証面積の一層の拡大を図り、環境への負荷の軽減と安全・安心な農産物の供給を推進する。

ウ IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進

IPM (Integrated Pest Management) とは、農薬の使用を含めたすべての防除技術を十分検討し、人及び環境への影響が減少又は最小限となるよう、様々な防除技術を組み合わせ、病害虫や雑草を経済的な被害が発生しない程度に管理する手法である。

農業経営の安定のためには品質の向上と生産の安定が必要であり、環境への負荷の軽減に取り組みながら農薬を適正に使用することは、環境保全型農業において重要な技術として考えられる。

都の農業はその多くが住宅地の中で行われており、都民の農薬散布への関心も高いことから、都では平成 11 年度から作物ごとの IPM 技術の確立に取り組んでおり、被覆資材による害虫防除や抵抗性品種の利用、生物

農薬^(注4)の使用など、様々な防除技術を組み合わせた IPM が行われている。今後とも、主要作物を中心に IPM の技術確立と普及推進を図るものとする。

一方、都の農業は、同じ地域の中に野菜や果樹、花卉など経営内容が異なる生産者が混在している上、共同直売所やインショップ^(注5)など地産地消^(注6)への取組が進み、多品目少量生産の経営が増えている。今後は、これまでの作物ごとの技術確立と併せて、経営内容が異なる生産者や多品目少量生産経営の生産者が地域の中で一体的に取り組めるような IPM 技術の確立と普及を図る。

(注4) 天敵や微生物を原料とした農薬のこと。人畜や環境に対する安全性が高い。

(注5) デパートやスーパーなどの中に設置された直売所。

(注6) 「地域生産・地域消費」の略で、地域で生産された農林水産物をその地域で消費すること。

エ 土壌診断と施肥技術の見直し

化学肥料の施肥による環境負荷を軽減するためには、科学的な根拠に基づく適正な施肥量の決定と肥料の利用効率を高める技術の普及が必要である。

このため、土壌診断に基づく施肥量の決定や全面施肥から局所施肥への切り替え、肥料効率を高めるための肥効調節型肥料^(注7)の利用促進など施肥技術の改善を図る。

近年、肥料価格の高騰で資材費低減の視点からも土壌診断による施肥や施肥方法の見直しが必要とされていることから、この取組とも連携して推進を図る。

(注7) 速効性肥料を被覆(コーティング)するなどし、窒素肥料の溶出や作物に吸収される速度を調節し、肥効の向上を図った肥料。

(3) 土づくりと有機資源の循環利用

有機物の施用による土づくりは、農業のもつ物質循環機能と化学肥料の使用量の削減の視点から、環境保全型農業の基本的な技術として位置づけ

られる。

一方、近年では、土壤に施用された有機物中の炭素の一部は腐植（注8）として土壤中に貯留されることから、有機物の土壤施用による温室効果ガスの削減効果が期待されており、地球温暖化対策や都市環境の改善の視点からも有機物の土壤施用を推進していくものとする。

都では畜産農家の減少により有機資源も限られていることから、畜産農家と耕種農家との連携による良質な堆肥の生産と流通促進を図るとともに、区市町村の剪定枝や生ごみ等の堆肥化を支援し、生産者が使いやすい良質な堆肥の生産と有機物の循環利用を推進する。

なお、有機物の過剰な施用は土壤中の塩基バランスの悪化や環境汚染の原因となることから、適正な施肥量を遵守するよう指導する。

（注8）土壤中に施用された有機物が土壤微生物などにより分解される過程で新たに生成された有機成分のこと。分解されず長期間にわたって土壤中に残存する。

（4）環境保全型農業で生産された農産物の販売支援

環境保全型農業を推進するためには、都の生産者が環境への負荷の軽減に取り組みながら生産した農産物を、消費者が選んで購入できる仕組みが必要である。

このため、市場や量販店などの流通業者や JA、区市町村などと連携し、エコファーマーや特別栽培認証制度を利用する生産者が積極的に認証マークを貼付して販売するよう支援し、その取組が消費者に伝わるよう推進する。

また、共同直売所やインショップなど地産地消の取組とも連携し、環境保全型農業の取組を紹介しながら農産物を販売するなど、消費者がその取組を理解しながら購入できるよう支援する。

さらに、市場出荷を主としている生産者に対しても、エコファーマーや特別栽培認証制度への取組を推進し、環境保全型農業の取組が消費者に伝わるよう支援する。

なお、近年、食料輸送における環境負荷の指標として「フードマイレージ」（注9）の考え方が注目されていることから、地産地消を農産物の輸送に関

する燃料消費が小さい取組として消費者等に PR するよう努めるものとする。

(注9) 食料輸送における環境負荷の指標で、輸送距離と輸送量の面から捉えた食料供給の実態と食料輸送が環境に与える負荷の度合いを示す。食料の輸送距離と重量を乗じて算出する。

(5) GAP(適正農業規範)の推進

GAP (Good Agricultural Practice) とは、農業者自身が、生産から販売までのすべての工程において①環境や安全に配慮しなければならない点検項目を定め、②これに従い農作業を行い、その結果を記録し、③この記録に基づいて点検・改善し、今後の経営や作付に活かしていく手法のことである。GAP は農薬や化学肥料の使用量の低減と安全・安心な農産物を生産するために有効な手法である。

しかしながら、都内で GAP に取り組んでいる生産者はまだ少ないことから、都では、平成 19 年度に、GAP に取り組む生産者のために、環境負荷の軽減や食の安全・安心等のための作業規範をまとめた「東京都 GAP 手法導入指針」を策定した。

今後は、JA や区市町村など関係機関が協力して、GAP の意義や手法を生産者が理解できるよう、説明会の開催や GAP 指導者の育成を図り、東京都 GAP の実践と普及を推進する。

(6) 農業の多面的な機能を活かした都市環境の改善

都は、平成 20 年 3 月に「農業・農地を活かしたまちづくりガイドライン」を作成し、農業の多面的な機能を活用して東京のまちづくりを進めていくこととしている。

農業には、安全で新鮮な農産物の供給という本来の役割のほか、①潤いのある景観形成、②水田や作物からの蒸散による気温上昇の緩和、③洪水対策、土壌の侵食防止、水の涵養など国土の保全機能、④憩いやレジャーなどの安らぎの場、⑤農業教育や自然の学習体験、⑥災害時の避難場所の確保、⑦様々な生物が生息できる空間の提供（生物多様性の保全）などの

多面的な機能がある。

特に都市においては、農業・農地が貴重な緑の空間として、より積極的に都市環境の改善に寄与することが期待されている。

しかし、近年、遊休農地の増加や冬季の休耕により農地の利用率が低下し、気温緩和機能の低下や風雨などによる土壌の飛散や流出、土ほこりなどによる周辺環境の悪化などが指摘されている。

したがって、農業の多面的な機能を十分発揮し都市環境の改善に貢献するためには、都やJA、区市町村など関係機関が協力し、農地が適切に管理され利用率を高めていくことが必要である。

4 有機農業について

有機農業は化学肥料や化学合成農薬を使用しないことと遺伝子組換え技術^(注10)を利用しないことを本旨とした一つの農法であり、化学肥料や化学合成農薬を適正に使用しながら環境負荷の軽減に取り組む環境保全型農業とは基本的な考え方が異なるものである。

しかしながら、①有機農業は化学肥料や化学合成農薬を使用しないことから環境負荷の軽減が可能なこと、②有機農業は有機物の施用による物質循環機能や都市環境の改善に貢献できることから、環境保全型農業の取組の一形態として位置づける。

なお、有機農業については、①有機農業に取り組む生産者がごく一部に限られていること、②有機農業については生産者間でも様々な考え方があることから、有機農業に取り組んでいる生産者や新たに有機農業に取り組む生産者の主体性を尊重し、有機農業に自主的に取り組む生産者の支援に重点を置くものとする。

また、推進にあたっては、「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）に基づいて公表された「有機農業の推進に関する基本的な方針」（平成19年4月27日19生産第823号農林水産省生産局通知）を踏まえて取り組むものとし、別途、有機農業推進法第7条第1項の規定に基づき有機農業推進計画を策定する。

(注 10) 目的の性質を有する生物からその目的を発現させる遺伝子を取り出し、別の改良しようとする作物に導入することで、新しい性質を持たせたもの。

5 施策の総合的な実施

すべての生産者の環境保全型農業への取組を進めていくためには、都と区市町村が一体となって推進していく必要があることから、区市町村の農業振興計画等の策定や見直し等にあたっては、環境保全型農業を推進する視点で策定するよう助言し、区市町村の主体的な取組を促進する。

さらに、食農教育^(注 11)や学校教育とも連携し、子どもから大人まで東京の農業のもつ都市環境に対するプラス効果について理解ができるよう支援する。

また、現在 JA グループが取り組んでいる生産履歴の記帳推進の取組とも連携し、環境保全型農業の取組の記帳と公開を支援していく。

都は、今後とも区市町村や JA グループなど関係機関と連携をとりながら環境保全型農業の施策を総合的に実施していくものとする。

(注 11) 人が生きていくために必要な「食」と、それを生産する「農業」の学習及び体験を一体的に進めることで、食べ物の大切さとそれを生産する農業の重要性を学ぶ教育。



住宅地と隣接した農地



フェロモンを利用した害虫の誘殺防除



エコファーマーマークをつけ販売しているコマツナ



特別栽培の茶園（瑞穂町）



共同直売所



量販店の中に設置したインショップ

○エコファーマーマークと特別栽培認証マーク

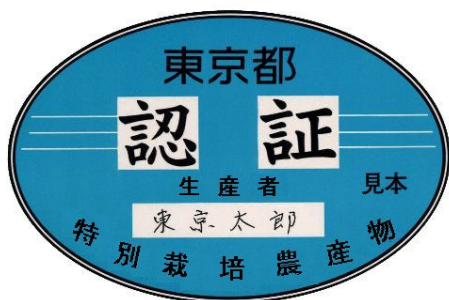


エコファーマーマーク

《エコファーマーマーク》

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、堆肥などの土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業者（愛称：エコファーマー）の認知度を向上し、一層の普及・拡大を図ることを目的として、エコファーマーマークが定められている。

エコファーマーが持続農業法に基づいて生産した農産物にはこの「エコファーマーマーク」を貼付することができる



特別栽培認証マーク

《特別栽培認証マーク》

特別栽培農産物の認証を受けた生産者は、認証を受けた農産物の出荷・販売にあたり、認証マークを使用することができる。

○マークを貼付した販売事例



エコファーマーマークを貼付したジャガイモ



特別栽培により生産したお茶